

平成 2 5 年 1 月 1 6 日

放送法施行規則等の一部を改正する省令案等について
(平成 2 5 年 1 月 1 6 日 諮問第 1 号)

[基幹放送局一斉再免許等に向けた規定整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(茅野課長補佐、竹村係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 9 3

総務省情報流通行政局放送技術課

(山野課長補佐、金子係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 8 5

(佐々木課長補佐、柏崎係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 8 3

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

(石丸課長補佐、植村係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 0 9

総務省情報流通行政局地域放送推進室

(臼井課長補佐、伊藤係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 0 9

放送法施行規則等の一部を改正する省令案等について

1 改正の背景

(1) 平成 25 年基幹放送局一斉再免許

日本放送協会、放送大学学園並びに民間基幹放送事業者及び民間基幹放送局提供事業者（以下「事業者」という。）が開設している基幹放送局（コミュニティ FM を除く。）は、本年 10 月 31 日をもって免許の有効期間が満了する。これに伴い、事業者は、現在開設している基幹放送局に係る再免許の申請を無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 17 条に規定する期間（本年の再免許申請については、平成 25 年 5 月 1 日～ 7 月 31 日まで）において、再免許申請書類の提出をもって行うこととなる。

本年の再免許がこれまでの再免許と大きく異なる点は、以下のとおりである。

ア 地上デジタルテレビジョン放送における新たな難視の解消

地上テレビジョン放送の完全デジタル化によって、地上アナログテレビジョン放送は、平成 23 年 7 月 24 日（岩手県、宮城県及び福島県にあっては平成 24 年 3 月 31 日）をもって終了したが、地上アナログテレビジョン放送が視聴可能であった区域において地上デジタルテレビジョン放送が視聴できない区域が依然として存在することから、再免許に当たり、事業者（地上テレビジョン放送を行う事業者に限る。）に対し、これらの区域における難視聴解消に向けた取組を継続して行うことを求めることとする。

イ アナログテレビジョン放送終了に伴うデジタルテレビジョン放送単独免許

地上アナログテレビジョン放送が終了したことにより、当該放送を行う全ての無線局は既に廃止されていることから、今回、地上テレビジョン放送の再免許は、全てデジタル放送となる。

また、BS テレビジョン放送についても、アナログ放送が平成 23 年 7 月 24 日に終了しており、地上テレビジョン放送同様、再免許は全て

デジタル放送となる。

これにより、アナログテレビジョン放送及びテレビジョン多重放送に係る規定が不要となった。

これらの点を踏まえ、基幹放送局の一斉再免許に当たり、申請及び審査手続が円滑かつ適切に行われるよう、放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）等の省令並びに基幹放送普及計画（昭和 63 年郵政省告示第 660 号）及び基幹放送用周波数使用計画（昭和 63 年郵政省告示第 661 号）等の告示について一部改正及び廃止することとした。

（２）北海道、群馬県及び福岡県の各一部地域における地上デジタルテレビジョン放送の良好な受信環境の確保

地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局のうち親局及び空中線電力が 3W を超える中継局の諸元（チャンネル及び空中線電力）は、基幹放送用周波数使用計画において規定されているが、今回、以下のとおり北海道、群馬県及び福岡県の各一部地域における地上デジタル放送の良好な受信環境の確保を目的として、一部の中継局のチャンネル又は空中線電力を変更する必要性が生じたため、基幹放送用周波数使用計画を一部変更することとした。

ア 根室中継局のチャンネル変更

北海道根室半島地域では根室中継局からの地上デジタルテレビジョン放送を受信しているところであるが、一部地域においては、釧路局の電波が季節的なフェージングにより妨害波となって到達しており、その解消に資するため、根室中継局のチャンネルを変更する。

イ 渡島中継局のチャンネル変更

北海道内浦湾沿岸地域では渡島中継局からの地上デジタルテレビジョン放送を受信しているところであるが、一部地域においては、浦河局の電波が季節的なフェージングにより妨害波となって到達しており、その解消に資するため、渡島中継局のチャンネルを変更する。

ウ 宗像中継局のチャンネル変更

福岡県宗像市、古賀市及び福津市周辺地域では宗像中継局からの地上デジタルテレビジョン放送を受信しているところであるが、一部地域に

においては、外国からの電波が季節的なフェージングにより妨害波となって到達しており、その解消に資するため、宗像中継局のチャンネルを変更する。

エ 下仁田中継局の空中線電力の変更

群馬県安中市周辺地域では下仁田中継局からの地上デジタルテレビジョン放送を受信しているところであるが、一部地域においては、地形的な影響により放送波が十分に届かず、177 世帯（内 68 世帯が地デジ難視対策衛星放送）の難視地域が点在しており、その解消に資するよう下仁田中継局の空中線電力の変更（増加）を可能とするため、当該中継局を新たにプラン局として基幹放送用周波数使用計画に規定する。

2 諮問の内容

（１）放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 111 条第 1 項及び第 121 条第 1 項の規定に基づく基幹放送設備及び基幹放送局設備に適用される技術基準の一部改正及び廃止関係

アナログテレビジョン放送及びテレビジョン多重放送に係る関係規定の整備及び削除。

ア 一部改正

- （ア） 放送法施行規則
- （イ） 超短波放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 86 号）
- （ウ） 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 87 号）
- （エ） 超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 89 号）
- （オ） 超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 90 号）

イ 廃止

- （ア） 標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 88 号）
- （イ） 標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 91 号）

(ウ) 標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 92 号）

(エ) 標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 93 号）

(2) 放送法第 136 条第 1 項の規定に基づく一般放送の業務に用いられる電気通信設備に適用される技術基準の一部改正関係

衛星一般放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 94 号）及び有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成 23 年総務省令第 95 号）に係るアナログテレビジョン方式及びテレビジョン多重方式を用いて行われる一般放送における関係規定の整備及び削除。

(3) 基幹放送普及計画の一部変更関係

ア 平成 23 年 7 月 24 日（岩手県、宮城県及び福島県にあっては平成 24 年 3 月 31 日）をもって終了したア地上アナログテレビジョン放送が実施されていた区域と同等の区域において、平成 27 年 3 月 31 日までに地上デジタルテレビジョン放送の受信ができるようにすることを規定。

イ アナログテレビジョン放送及びテレビジョン多重放送に係る関係規定の整備及び削除。

(4) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 7 条第 2 項第 7 号の規定に基づく基幹放送局の開設の根本的基準（昭和 25 年電波監理委員会規則第 21 号）の一部改正関係

アナログテレビジョン放送及びテレビジョン多重放送に係る関係規定の整備及び削除。

(5) 電波法第 9 条第 1 項ただし書の規定に基づく許可を要しない工事設計の軽微な変更及び電波法第 73 条第 1 項の規定に基づく定期検査を行わない無線局に係る電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）の一部改正関係

アナログテレビジョン放送及びテレビジョン多重放送に係る関係規定の整備及び削除。

(6) 電波法第 38 条の規定に基づく無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則 18 号）の一部改正関係

アナログテレビジョン放送及びテレビジョン多重放送に係る関係規定の整備及び削除。

(7) 電波法第 38 条の 2 の 2 の規定に基づく特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）の一部改正関係

アナログテレビジョン放送及びテレビジョン多重放送の終了に伴う関係規定の整備。

(8) 基幹放送用周波数使用計画の一部変更関係

ア アナログテレビジョン放送及びテレビジョン多重放送に係る関係規定の削除並びにその他所要の規定の整備。

イ 根室中継局、渡島中継局及び宗像中継局の変更後のチャンネルを追加し、下仁田中継局を新たに規定。

(9) 電波法第 27 条の 12 第 1 項の規定に基づく 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成 22 年総務省告示第 173 号）の一部変更関係

アナログテレビジョン放送及びテレビジョン多重放送の終了に伴う関係規定の整備。

3 参考

2 の諮問に係る事項と併せて改正する内容は、以下のとおりである。

(1) 平成 25 年基幹放送局一斉再免許に係る改正等であって 2 の諮問に係る事項以外のもの。

ア 無線局免許手続規則関係

地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要等について、記載する内容の全部又は一部が同一である場合であって、一の基幹放送局についてその全部を記載したときは、他の基幹放送局（同一人が開設するものに限る。）についてはその記載を省略することができる

ようにするもの。

イ 電波法関係審査基準（平成 13 年訓令第 67 号）関係

- （ア）特定地上基幹放送局及び基幹放送局（地上基幹放送の業務の用に供するものに限る。）提供事業者の事業収支見積りについて、収入が減少傾向にある場合の費用削減方策の具体的かつ適切な記載をすることを規定。
- （イ）地上基幹放送の新たな免許の申請である場合において、予備免許後 1 年以内に親局から放送を開始する旨の基準を規定。
- （ウ）地上アナログテレビジョン放送が受信されていた区域において、地上デジタルテレビジョン放送が受信可能となるための中継局等の整備計画を策定することを規定。
- （エ）比較審査基準をテレビジョン放送向けとラジオ放送向けの二つに分類した上で、配点基準について、事業実施の確実性を確保するため及び視聴覚障害者向け放送の普及の進展に合わせるために修正。

ウ 放送法関係審査基準（平成 23 年訓令第 30 号）関係

- （ア）地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者の事業収支見積りについて、収入が減少傾向にある場合の費用削減方策の具体的かつ適切な記載をすることを規定。
- （イ）地上基幹放送の業務を行おうとする申請者について、災害が発生した場合においても、災害に関する放送を確実に実施するための体制を確保する計画を有していることを規定。

エ 地上基幹放送局の免許及び再免許方針関係

- （ア）平成 25 年一斉再免許にあたり、特に次の事項に留意して審査を実施することを明記。
 - ① 新たな難視対策等地上基幹放送の公正かつ能率的な普及
 - ② 事業計画の実施の確実性
 - ③ 電気通信設備の安全・信頼性の確保
 - ④ 視聴覚障害者向け放送の実施
 - ⑤ 災害放送の実施
- （イ）再免許に際し、免許状に付する条件及び事業者に要請する事項を明記。

- (2) アナログテレビジョン放送及びテレビジョン多重放送に係る関係規定の整備及び削除並びにその他所要の規定の整備であって、2の諮問に係る事項以外のもの。

ア 改正するもの

- (ア) 放送法施行規則
- (イ) 電波法施行規則
- (ウ) 無線局免許手続規則
- (エ) 登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）
- (オ) 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成13年総務省令第104号）
- (カ) 電波法第6条第7項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件（平成12年郵政省告示第744号）
- (キ) 無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件（平成2年郵政省告示第240号）
- (ク) 電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場所を定める件（昭和35年郵政省告示第1017号）
- (ケ) 無線局免許手続規則第2条第5項の規定に基づき希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない基幹放送局を定める件（平成13年総務省告示第479号）
- (コ) 放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法を定める件（昭和35年郵政省告示第640号）
- (サ) 無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件（昭和36年郵政省告示第199号）
- (シ) 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件（平成16年総務省告示第859号）
- (ス) 無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局及び地上一般放送局を定める件（昭和34年郵政省告示第509号）
- (セ) 極微小電力でテレビジョン放送を行う放送局の送信設備及びその技術的条件を定める件（平成19年総務省告示第279号）
- (ソ) データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブル

- の制御を定める等の件（平成 23 年総務省告示第 309 号）
- （タ）有線テレビジョン放送等における搬送波のレベルと雑音のレベルとの差の算出方法を定める件（平成 23 年総務省告示第 313 号）
- （チ）有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件（平成 23 年総務省告示第 315 号）
- （ツ）電波法関係審査基準
- （テ）放送法関係審査基準

イ 廃止するもの

- （ア）放送区域等を計算による電力束密度に基づいて定める場合における当該電力束密度の算出の方法を定める件（昭和 57 年郵政省告示第 881 号）
- （イ）無線設備規則の規定に基づき、同規則第 14 条第 1 項の規定を適用することが困難又は不合理であるテレビジョン多重放送を行う放送局の送信設備等を定める件（昭和 57 年郵政省告示第 859 号）
- （ウ）無線設備規則第 37 条の 4 第 2 項に基づき標準テレビジョン放送を行う放送局の送信設備の条件を定める件（平成 13 年総務省告示第 480 号）
- （エ）テレビジョン放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件（平成 23 年総務省告示第 286 号）
- （オ）テレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件（平成 23 年総務省告示第 287 号）
- （カ）テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件（平成 23 年総務省告示第 288 号）
- （キ）多重フレーム行列の同期符号及び制御手順、フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケットの送出手順を定める件（平成 23 年総務省告示第 289 号）
- （ク）擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める件（平成 23 年総務省告示第 290 号）
- （ケ）垂直帰線消去期間における水平走査線に重畳する信号を定める件（平成 23 年総務省告示第 291 号）

- (コ) 標準テレビジョン放送における識別制御信号の構成を定める件（平成 23 年総務省告示第 292 号）
- (サ) 標準テレビジョン放送における妨害低減の技術的条件を定める件（平成 23 年総務省告示第 293 号）
- (シ) フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケットの送出手順を定める件（平成 23 年総務省告示第 294 号）
- (ス) 走査線内信号切替方式又は走査線転移方式による映像信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める件（平成 23 年総務省告示第 295 号）
- (セ) 標準テレビジョン文字多重放送の放送番組のデータの送出等を定める件（平成 23 年総務省告示第 296 号）
- (ソ) 標準テレビジョン文字多重放送を行う放送衛星局の送信の方式のうち同省令の規定を適用することが困難又は不合理であるものを定める件（平成 23 年総務省告示第 297 号）
- (タ) データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を定める等の件（平成 23 年総務省告示第 310 号）
- (チ) 基幹放送用周波数使用計画第 1 の 6 (4) の規定により定める中継局を定める件の全部を改正する件（平成 18 年総務省告示第 80 号）
- (ツ) 放送用周波数使用計画第 1 の 5 (5) の規定により定める中継局を定める件の全部を改正する件（平成 16 年総務省告示第 502 号）

平成 2 5 年 1 月 1 6 日

日本放送協会が放送法第 2 0 条第 1 0 項の認可を受けて実施する「協会の
ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送
と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務における提供番組の
追加」の認可について
(平成 2 5 年 1 月 1 6 日 諮問第 2 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(西潟課長補佐、関本係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 7 8

日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務における提供番組の追加」の認可について

申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条第10項の規定に基づき、以下のとおり、法第20条第2項第8号の業務の認可申請があった。

項 目	申 請 の 概 要
1 業務の内容	協会が行う「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務」（以下「らじる★らじる」という。）に、一部の地域放送番組を追加して提供するもの。
2 業務を行うことを必要とする理由	夜間の外国電波混信やマンション等鉄筋コンクリート住宅の普及等により、協会のラジオ放送が聴取しにくい地域、場所が拡大しつつあるところ、こうした状況の改善に資するための補完的な措置として、協会は、平成23年9月より、試行的にラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供し、その効果を検証・確認しているところ。 協会は、現在ラジオ第1放送（以下「R1」という。）及びFM放送（以下「FM」という。）については東京からの全国向け放送番組を基本として提供しているが、本業務の目的である、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的な措置としての効果を検証する上で、利用者（聴取者）からの要望を踏まえて地域放送番組を新たに追加することにより、より多くの聴取者の利用による幅広いデータの収集が期待できること、また、地域放送番組の提供のあり方（実施体制等）の検証も必要な課題であることから、地域放送番組の提供を行うものである。 なお、追加する地域放送として、近畿広域放送（FMについては大阪府域）、中京広域放送（FMについては愛知県域）及び宮城県域放送を選定したのは、当該放送対象地域の人口、地域放送番組比率といった点を勘案したものである。

3 業務の実施計画の概要	(1) 新たに追加して提供する番組 R 1：近畿広域放送、中京広域放送、宮城県域放送 F M：大阪府域放送、愛知県域放送、宮城県域放送 (2) 提供エリア 現行と同様、国内に限定する。 (国内での地域制限はしない。) (3) 提供態様及び提供品質 現行と同様とする。 ・ユニキャストによるストリーミング方式で、NHKのホームページから提供。 ・送信時の伝送速度は1チャンネルあたり48 kbps程度。 ・R 1はモノラル、FMはステレオで提供。 (4) その他 ・ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性等について、アンケート等により検証・確認を行う。 ・PCによる利用のほか、インターネットにアクセス可能な携帯端末等による利用も可能とする。 ・遅延や権利上の理由等により、提供できない番組がある。								
4 業務の収支見込み	・提供番組の追加に伴う支出 1.3 億円 (設備整備費0.9 億円、運用費0.4 億円と見込む) ・収入 なし(無償で提供) <参考> 現行の「らじる★らじる」に係る支出額の見込み (単位：億円) <table><tr><td>区 分</td><td>23 年度</td><td>24 年度</td><td>25 年度</td></tr><tr><td>支 出</td><td>1.4</td><td>0.8</td><td>0.8</td></tr></table> (注) 認可申請書(平成23年2月22日)記載のもの	区 分	23 年度	24 年度	25 年度	支 出	1.4	0.8	0.8
区 分	23 年度	24 年度	25 年度						
支 出	1.4	0.8	0.8						
5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法	平成25年度収支予算において措置。								

6 その他必要な事項	(1) 新たに提供する番組については、平成25年4月以降開始を目途とし、平成25年度末まで実施する。 (2) ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性の検証を行った上で、必要があるときは、実施内容の変更・延長等のための認可申請を行うこととする。なお、本業務に係る認可の終了後のあり方については、それまでの間に、業務の実施状況等を踏まえ、検討する予定である。 (3) 業務の実施状況については、別途報告する。
-------------------	--

審査

(1) 審査結果

協会から申請のあった業務については、以下の理由により、法第20条第2項第8号に規定する「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」とであると認められることから、申請のとおり認可することといたしたい。

(2) 理由

協会から申請のあった業務は、現在総務大臣の認可を受けて提供されている「らじる★らじる」に関して、聴取者からの要望を踏まえ、一部の地域放送番組を追加するものである。

これは、地域放送番組の追加による聴取者の拡大を通じ、協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するとともに、「らじる★らじる」について、より効果的なラジオ放送の補完的な措置としての検証・確認を可能とするものである。

なお、申請のあった業務は、地域放送番組の追加により現在提供されている「らじる★らじる」の業務の内容が本質的に変容するものではなく、地域放送番組の追加に要する経費についても、受信料財源を毀損する懸念が生じる規模ではない。

以上のことから、協会が申請に係る業務を行うことは、協会のラジオ放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められるものである。

○ 放送法 (昭和25年法律第132号)

(業務)

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 (略)

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 (略)

10 協会は、第2項第8号又は第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 (略)

(電波監理審議会への諮問)

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第18条第2項(定款変更の認可)、第20条第8項(第65条第5項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第20条第9項(提供基準の認可)、同条第10項(任意的業務の認可)、第22条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第64条第2項及び第3項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第65条第1項(国際放送等の実施の要請)、第66条第1項(放送に関する研究の実施命令)、第71条第1項(収支予算等の認可)、第85条第1項(放送設備の譲渡等の認可)、第86条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第89条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第93条第1項(基幹放送の業務の認定)、第96条第1項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第97条第1項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第120条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第141条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第156条第1項、第2項若しくは第4項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第159条第1項(認定放送持株会社に関する認定)又は第167条第1項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)

○ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(業務の認可申請)

第13条 法第20条第10項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務を行うことを必要とする理由
- 三 業務の実施計画の概要
- 四 業務の収支の見込み
- 五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法
- 六 その他必要な事項

平成 2 4 年 1 2 月 4 日

総 務 大 臣
樽 床 伸 二 殿

日 本 放 送 協 会
会 長 松 本 正 之

協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務における提供番組の追加についての認可申請書

放送法第 2 0 条第 2 項第 8 号の業務として、標記の業務を行いたいため、放送法第 2 0 条第 1 0 項の規定に基づき、別紙書類を添えて認可申請いたします。

(別紙)

1 業務の内容

日本放送協会（以下「協会」という。）のラジオ第一放送、ラジオ第二放送及びFM放送（以下、それぞれR 1、R 2、FMと呼ぶ。）の放送番組を、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的な措置として、これらの放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務について、現行（平成23年3月9日総務大臣認可）に加え、一部の地域放送番組を追加して提供する。

2 業務を行うことを必要とする理由

夜間の外国電波混信やマンション等鉄筋コンクリート住宅の普及等により、協会のラジオ放送が聴取しにくい地域、場所が拡大しつつあるところ、こうした状況の改善に資するための補完的な措置として、現在、試行的にラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供し、その効果を検証・確認しているところである。

現在は、R 1、FMについては東京からの全国向け放送番組を基本として提供しているが、本業務の目的である、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的な措置としての効果を検証する上では、現行認可業務の利用者（聴取者）からの要望をふまえて、地域放送番組を新たに加えることにより、より多くの聴取者の利用による幅広いデータの収集が期待できること、また、地域放送番組の提供のあり方（実施体制等）の検証も必要な課題であることから、地域放送番組の提供も対象とするものである。なお、追加する地域放送として、近畿広域放送（FMについては大阪府域）、中京広域放送（FMについては愛知県域）及び宮城県域放送を選定したのは、当該放送対象地域の人口、地域放送番組比率といった点を勘案したものである。

3 業務の実施計画の概要

(1) 新たに追加して提供する番組

R 1：近畿広域放送、中京広域放送、宮城県域放送

FM：大阪府域放送、愛知県域放送、宮城県域放送

(2)提供エリア

現行と同様、国内に限定する。(国内での地域制限はしない。)

(3) 提供態様及び提供品質

現行に同じ。

- ・ユニキャストによるストリーミング方式で、NHKのホームページから提供する。
- ・送信時の伝送速度は1チャンネルあたり48kbps程度とする。
- ・R1はモノラル、FMはステレオで提供する。

(4) その他

- ・ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性等について、アンケート等により検証・確認を行う。
- ・PCによる利用のほか、インターネットにアクセス可能な携帯端末等による利用も可能とする。
- ・遅延や権利上の理由等により、提供できない番組がある。

4 業務の収支見込み(平成25年度)

提供番組の追加に伴う支出 1.3億円

(設備整備費0.9億円、運用費0.4億円と見込む)

収入 なし

＜参考＞現行認可業務の支出見込み

(単位 億円)

区 分	23年度	24年度	25年度
支 出	1.4	0.8	0.8

(認可申請書(平成23年2月22日)記載のもの)

5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

平成25年度収支予算において措置

6 その他必要な事項

- (1) 新たに提供する番組については、平成25年4月以降開始を目途とし、平成25年度末まで実施する。

- (2) ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性の検証を行った上で、必要があるときは、実施内容の変更・延長等のための認可申請を行うこととする。なお、本業務に係る認可の終了後のあり方については、それまでの間に、業務の実施状況等を踏まえ、検討する予定である。
- (3) 業務の実施状況については、別途報告する。

日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務における提供番組の追加」についての認可申請に対する総務省の考え方

1 経緯等

平成24年12月4日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第10項の認可を受けて、同条第2項第8号の業務として実施する「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務」（以下「らじる★らじる」という。）に関して、協会の一部の地域放送番組を追加することについて、同条同項同号の認可申請があった。当該申請に対する現時点での総務省の考え方は以下のとおりである。

2 申請内容

別添申請書のとおり。

3 現時点での総務省の考え方

（1）認可の適否

認可することが適当であると認められる。

（2）基本的な考え方

「らじる★らじる」については、「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的な措置として、試行的にラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供し、その効果を検証・確認するもの」として、平成25年度末まで実施することについて、電波監理審議会の諮問・答申を経て、平成23年3月に認可したものである。

今回の認可申請については、別添の申請書から明らかなように、認可を受けた業務の期限、提供エリア及び提供の態様について変更を生じさせるものではないことから、

ア 一部の地域放送番組を追加することにより、認可を受けた業務の内容が本質的に変容する懸念の有無

イ 一部の地域放送番組の追加に要する経費が受信料財源を毀損する懸念の有無といった観点から認可の適否を検討するものである。

(3) 具体的な検討

ア 認可を受けた業務の内容が本質的に変容する懸念の有無

協会は、今回の認可申請において、ラジオ第一放送については近畿広域、中京広域及び宮城県域、FM放送については大阪府域、愛知県域及び宮城県域の地域放送番組を追加することとしている。

これらの追加される放送番組の内訳を見ると、放送時間ベースで全体の約9割(注)は、現在提供されている関東広域(ラジオ第一)及び東京都域(FM)の放送番組と同一であり、定量的に追加される地域放送番組はごくわずかなものとどまっているものである。

また、追加する目的についても、これまでの「らじる★らじる」の業務提供において聴取者の地域放送番組に関する要望があったことを踏まえ、地域放送番組の追加を行うことによる聴取者の拡大が見込まれることで、より効率的な「補完的な措置としての効果の検証・確認」を可能とするとのことであり、認可を受けた「らじる★らじる」の業務の目的の実現にも資するものであると考えられる。

なお、追加する地域放送番組として、近畿広域(FMについては大阪府域)、中京広域(FMについては愛知県域)及び宮城県域のものとするについては、これら3地域は、他の地域に比して、放送対象地域の人口が多いことや地域放送番組の比率が比較的高いという現状を踏まえれば、合理的な選択であると考えられる。

【参考】

(注) 追加される地域における固有の地域放送番組の比率

(1) ラジオ第一放送

- ・近畿広域 15.6% (1日平均3時間44分、平成24年度)
- ・中京広域 10.8% (1日平均2時間35分、平成24年度)
- ・宮城県域 13.3% (1日平均3時間12分、平成24年度)

(2) FM放送

- ・大阪府域 5.6% (1日平均1時間21分、平成24年度)
- ・愛知県域 5.6% (1日平均1時間21分、平成24年度)
- ・宮城県域 6.7% (1日平均1時間36分、平成24年度)

イ 受信料財源を毀損する懸念の有無

協会は、今回認可申請のあった地域放送番組の追加に要する経費として、設備整備費用として9,000万円、運用経費として4,000万円の合計1.3億円を見込んでいる。これは、現在認可を受けて実施する業務に要する経費と比較して妥当な範囲のものであり、受信料財源を毀損する懸念はないものと考えられる。

以上のことから、本申請については認可することが適当と考えられる。

○ 放送法（昭和25年法律第132号）（抜粋）

（業務）

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第2項第8号又は第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 （略）

（電波監理審議会への諮問）

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第18条第2項(定款変更の認可)、第20条第8項(第65条第5項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第20条第9項(提供基準の認可)、同条第10項(任意的業務の認可)、第22条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第64条第2項及び第3項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第65条第1項(国際放送等の実施の要請)、第66条第1項(放送に関する研究の実施命令)、第71条第1項(収支予算等の認可)、第85条第1項(放送設備の譲渡等の認可)、第86条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第89条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第93条第1項(基幹放送の業務の認定)、第96条第1項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第97条第1項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第120条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第141条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第156条第1項、第2項若しくは第4項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第159条第1項(認定放送持株会社に関する認定)又は第167条第1項(センターの指定)の規定による処分

三～五 （略）

2 （略）

○ 放送法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号)

(業務の認可申請)

第 13 条 法第 20 条第 10 項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務を行うことを必要とする理由
- 三 業務の実施計画の概要
- 四 業務の収支の見込み
- 五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法
- 六 その他必要な事項

「日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する『協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務における提供番組の追加』についての認可申請に対する総務省の考え方についての意見募集」の結果

I 意見募集期間

- ・平成24年12月8日から平成25年1月7日まで

II 提出された意見の件数、意見提出者

- (1) 提出された意見の件数： 2, 168件
- (2) 放送事業者から提出された意見： 3件
意見提出者（提出順）：株式会社ニッポン放送、日本テレビ放送網株式会社、テレビ朝日株式会社
- (3) 団体から提出された意見： 2件
意見提出者（提出順）：一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本新聞協会（メディア開発委員会）
- (4) 放送事業者及び団体以外の者から提出された意見（大半は個人からの意見提出）： 2, 163件

III 提出された意見と総務省の考え方

- ・別添のとおり。

提出された意見と総務省の考え方

※表中、左欄に提出された意見及び提出者、右欄に意見に対する総務省の考え方を記す。

1 NHKからの認可申請に対する総務省の考え方に関する意見

(1) 認可の適否 及び (2) 基本的な考え方 に関する意見

【意見 1-1】

当然のことながら、弊社も民放事業者として、日本放送協会（以下、NHK）の業務拡大による”民業への圧迫”、”肥大化”について懸念を抱くものではあるが、これで行われている「ラジオ放送をインターネットを通じて一般に提供する業務」、及び今回の「その業務に於いての提供番組の追加」に関しては、「ラジオの難聴取解消」はもとより、「地域情報の全国への発信」という「インターネットを利用してのラジオならではのサービス」、さらには、「NHKと民放ラジオの最大の課題である聴取拡大」という観点からも理解可能なものであり、同様に「認可することが適当であると認められる」との総務省の考え方にも異論はない。【株式会社ニッポン放送】

NHKからの認可申請に対する総務省の考え方に賛同する意見として承ります。

(3) 具体的な検討 に関する意見

【意見 1-2】

NHKは地域放送番組を追加する理由として、現行業務の聴取者から要望があったことを挙げ、「地域放送番組の提供のあり方の検証も必要な課題」としていますが、「ラジオ放送の難聴改善」という「★らじる」の本来の目的の効果検証・確認のた

NHKの申請書にも記載されているように、地域放送番組の追加により、利用者の拡大が見込まれるものであり、より幅広いデータ収集が可能と

めに必要不可欠であるとは考えられません。【一般社団法人日本民間放送連盟】 NHKは地域放送番組を追加する理由として、聴取者から要望があったことを挙げ、「地域放送番組の提供のあり方（実施体制等）の検証も必要な課題」としていますが、「ラジオ放送の難聴改善」という「らじる★らじる」の本来の目的に照らせば、「地域放送番組の提供のあり方」は、難視聴解消の効果検証・確認とは無関係と考えます。 【株式会社テレビ朝日】	なることで、本業務の目的であるラジオ放送の難聴解消に関するインターネット活用の効果の検証・確認に資するものと考えられます。
【意見 1－3】 申請の理由に、「現行認可業務の利用者（聴取者）からの要望をふまえて」とあるが、具体的な内容も要望数も公表されておらず、根拠に乏しいと言わざるをえない。また「ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的な措置」として、今回の措置に実効性があるのかについても疑問が残る。【日本テレビ放送網株式会社】 総務省は聴取者の要望を理由に、難聴取対策のNHK「らじる★らじる」に地域放送番組の追加を認めるのであれば、どのような要望が誰からどのくらいあるのか、要望に関するデータを公表し、聴取者・国民に判断材料を提示すべきである。【一般社団法人新聞協会（メディア開発委員会）】	ご指摘の利用者からの要望の概要は以下のとおりです。 ①らじる★らじる利用者アンケートの概要 ・期間：平成24年9月11日～10月1日 ・有効回答数：4,146 ・手法：らじる★らじるのホームページ及びスマートフォンの上でNHKが実施 ②地域放送番組に関する要望 ・らじる★らじるへの要望（複数回答）のうち、「自分の居住している道府県単位の放送を聴きたい」とする者が36%。 ・自由回答欄において100件以上の地域放送への要望が寄せられたところ。 なお、地域放送番組の追加と本業務の目的の関係は、意見 1－2 に対する総務省の考え方で述べたとおりです。
【意見 1－4】 今回の認可申請はNHKラジオ第1、FMの3地域の放送を追加して全国にインターネット配信しようとする計画ですが、「現時点での総務省の考え方」によると、追加3地域の放送番組は放送時間ベースで約9割は関東広域（ラジオ第1）および東京	本業務は放送されている放送番組をインターネットで同時配信するものであり、NHKによれば、地域放送番組のうち地域独自番組のみを取り

出して配信する方が所要経費が大きく、そのまま配信した方が効率的であるとしており、合理性を欠く説明であるとは認識していません。 いづれにせよ、本業務の実施に要する全体費用は1. 3億円とされているところであり、受信料財源を毀損するものとは認められません。	都域（FM）と重複します。受信料財源の効率的な運用の観点から、重複を避ける方策を検討する必要があると考えます。【一般社団法人日本民間放送連盟】 今回の認可申請は、NHKラジオ第1、FMの3地域の放送を追加して全国にインターネットで配信する計画ですが、「認可申請に対する総務省の考え方」によれば、「放送時間ベースで全体の約9割は、現在提供されている関東広域（ラジオ第一）及び東京都域（FM）の放送番組と同一であり、定量的に追加される地域放送番組はごくわずかなものにとどまっている」となっており、ほとんど重複した番組を全国にインターネット配信する今回の計画は、受信料財源の効率的な運用の観点からみれば非効率といわざるを得ません。【株式会社テレビ朝日】
--	---

2 その他の意見

（１）放送法第20条第2項第8号の業務に関する意見

【意見2-1】

当連盟がかねて主張しているとおり、NHKがインターネット業務に用いるコンテンツは「既放送番組等」（放送法第20条第2項第2号）に限定されており、NHKは原則として未放送（放送と同時に含む）の番組・コンテンツをインターネット業務で配信することはできません。NHKの業務は放送法で規定されており、受信料財源で運営されていることから、いわゆる「附帯業務」（放送法第20条第2項第5号）や「特認業務」（同第20条第2項第8号）の範囲や解釈を安易に拡大することは慎むべきものと考えます。

今回の認可申請のようにNHKが「特認業務」制度をくり返し使うことは、「特認業務」制度の濫用に繋がりがいかねないと考えます。「特認業務」制度は放送法に定められた業務以外の業務を例外的、限定的にNHKに認可する趣旨であり、今後さらに地

NHKは、放送法により設立された特殊法人として、その業務範囲は法定されているところであり、その趣旨を形骸化するような運用を行わないことは当然のことです。

	域放送を追加するなど、“なし崩し”的に法定外のNHKの業務を拡大することは避けるべきと考えます。【一般社団法人日本民間放送連盟】 インターネット事業は放送の補完にとどめるべきで、その無制限の拡大はメディアの多様性、多元性、地域性、ひいては民主主義の根幹である言論・報道の多様性を損ないかねないと考えます。歯止めなくインターネット事業を拡大するべきではない。 今後NHKが行うあらゆるインターネットサービスが、放送法20条2項8号「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として安易に認められることがないよう求める。【一般社団法人新聞協会（メディア開発委員会）】 放送法20条2項8号のいわゆる「特任業務」は、条文に則れば、あくまでも明確な目的のもと限定的な業務の認可であって、これらの形骸化につながるような安易な業務内容の拡大はあってはならないと当社は常々考えている。【日本テレビ放送網株式会社】 今回の認可申請のようにNHKが「特認業務」制度を繰り返し使うことは、制度の濫用につながりかねないと考えます。「特認業務」制度は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」を例外的、限定的に認可する趣旨であり、NHKが受信料財源で運営されている以上、「特認業務」の範囲や解釈を安易に拡大し、なし崩し的にNHKの業務を拡大することは慎むべきと考えます。【株式会社テレビ朝日】
本件については、ご指摘のような考え方がある一方、インターネットによる配信は通信であることとを踏まえ、利用者の利便性の観点から配信地域	(2)「らじる★らじる」の配信の対象地域に関する意見 【意見2-2】 NHKは申請書で「国内での地域制限はしない」としていますが、「ラジオ放送の難聴改善」という目的に照らせば、本来は各地域放送局の放送対象地域に即してインターネット配信することが適切であると考えます。【一般社団法人日本民間放送連盟】

NHK の今回の申請は、地域放送番組を全国向け放送番組に新たに加えるというものであるが、ラジオの放送免許が地域免許に基づく以上、本来ならば、インターネットによる同時配信についても各地域放送局の放送対象地域に即して配信すべきである。 【日本テレビ放送網株式会社】 NHK は申請書で提供エリアについて「国内に限定する」とする一方で、「国内での地域制限はしない」としていますが、ラジオ放送の難聴改善が目的であるならば、各地域の放送局の放送を、その放送対象地域にインターネット配信するのが、その目的に最も即していると考えます。【株式会社テレビ朝日】	を放送対象地域に限定すべきではないという考え方もあり、そのいずれを選択するかは基本的には各放送事業者の経営判断に委ねられているものです。NHKにおいては、追加的に所要経費が発生することも踏まえ、現在は地域限定をかけずに配信しているものと認識しています。
(3)「らじる★らじる」の認可期間終了後のあり方に関する意見 【意見2-3】 「らじる★らじる」の認可期間終了後のNHKラジオのインターネット同時配信業務のあり方については、早期にNHKが考え方を示したうえで、国民各層の意見を幅広く聞き、議論されるべきであると考えます。【一般社団法人日本民間放送連盟】 新たに提供する番組については、平成25年度末まで実施し、有効性の検証を行ったうえで、必要があるときは実施内容の変更・延長等のための認可申請を行うとされている。NHKは上記のような疑問点も含め、“なし崩し”的にサービスを継続するのではなく、早期に検証・確認を行い、広く聴取者、有識者や民放各社の意見を取り入れた総合的な議論をすべきである。【日本テレビ放送網株式会社】 「らじる★らじる」の認可期間終了後のNHKラジオのインターネット同時配信業務の在り方について、NHKは申請書で「業務の実施状況等を踏まえ、検討する予定」としていますが、NHKが一方的に判断するのではなく、検証結果を公表し、それを踏ま	「らじる★らじる」の認可期間終了後の取扱いについては、認可申請書において、「本業務に係る認可の終了後のあり方については、それまでの間に、業務の実施状況等を踏まえ、検討する予定である」とされており、ご指摘の検討の進め方等を含め、NHKにおいて適切に対応すべきものと考えます。

えた上でNHKの考え方を早期に示し、国民各層の意見を幅広く聞くべきと考えます。 【株式会社テレビ朝日】	
(4) その他の意見 上記のほか、今回の意見募集の対象と直接関係ないと考えられる意見が個人を中心に多数提出された（提出意見2, 168件中2, 163件が該当）。これらの意見の中には同旨のものも多く含まれており、代表的な意見の概要を以下のとおり記載する。	
【意見2-4-1】 NHKの放送番組に偏向報道等の問題があるとし、地域放送番組の追加に対して反対する意見。 【意見2-4-2】 インターネット利用者からも受信料が徴収される懸念があるとし、地域放送番組の追加に対して反対する意見。 【意見2-4-3】 これまでのNHKの職員の不祥事等を指摘し、NHKの廃止等を求める意見。 【意見2-4-4】 ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善はインターネットではなく放送によって行われるべきであるとする意見。	今回の意見募集の対象と直接関係ないご意見であると考えます。